

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	イノベーションに向けた活動に必要な技術情報収集及び分析役務	空幕科技LPS-X00001	
		承認	令和 3年 5月24日
		作成	令和 3年 4月30日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	航空幕僚監部 科学技術官		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空幕僚監部科学技術官が実施するイノベーションに向けた活動に必要な、大量の特許情報や学術論文などの技術情報を収集し、全体像を把握する技術俯瞰マップを作製する等により技術動向を分析する役務について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

1.2.1

テキストマイニング

統計処理や機械学習等の技術を活用して、大量のテキストデータを解析して有用な知識を抽出するための手法を指す。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合(法令等を除く。)は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

2 役務に関する要求

2.1 履行期間

契約締結後から令和4年3月31日まで

2.2 役務の実施場所

契約相手方事業所

2.3 役務の内容

役務の内容は、次による。

2.3.1 実施計画の作成

契約相手方は、契約後速やかに航空幕僚監部科学技術官と十分調整し、作業要領、実施体制、実施スケジュール、報告書の構成案について必要な事項を記載した実施計画書を作成し、官側に提出するものとする。

2.3.2 調査分野の選定

契約相手方は、情報解析、指揮統制、HMI (Human Machine Interface) 技術、制御技術を調査分野の基準とし、選定するものとする。細部は、航空幕僚監部科学技術官との調整による。

2.3.3 科学技術情報の収集

契約相手方は、調査分野に関する国内外の学術論文や特許など広範に網羅した(1)に示す情報を含む英語を基本とした文献情報等を収集し、ビッグデータを構築するものとする。

(1) 収集すべき文献情報

ア 学術論文

(ア) 表題、発表年、収録誌

(イ) 著者全員の氏名、所属

(ウ) 抄録

イ 公開特許

(ア) 発明の名称、公開年、発行国

(イ) 出願人または代理人

(ウ) 抄録

2.3.4 データ解析及び技術俯瞰マップの作製

契約相手方は、契約相手方が保有する機材(分析ツール)を使用して、テキストマイニングによる解析を実施し、可視化した技術俯瞰マップを作製するものとする。

2.3.5 分析及び作業結果報告書の作成

契約相手方は、(1)に示す観点を含めた分析を行い、(2)に留意し作業結果報告書を作成するものとする。また、マクロな動向把握、プレーヤー把握、エマージング技術等着目すべき項目を特定するものとする。

(1) 分析すべき観点の例

- ア クラスター解析による全体像把握
- イ 要素技術についての階層的な整理
- ウ デュアルユース可能技術の抽出
- エ トレンド分析
 - ・ 注目されている技術の推移(時系列変化)及び今後活性化する可能性のある研究開発領域
 - ・ 実用化状況のステージ把握
 - ・ 国別の取組状況の差異
 - ・ 研究開発の実施主体の種別ごと(産、学、官、軍など)の取組状況の差異
 - ・ 中心的な役割を果たしている人物・組織の抽出

(2) 留意事項

- ア 作業結果報告書の使用言語は日本語とし、図表、写真等を用いて、努めて分かりやすく説明するものとする。ただし、和訳困難な語句及び略語は、原文のみ又は原文に和文を併記するものとする。
- イ 本役務の実施に当たり、文献データベース以外の公刊資料等から参照・引用した文言、図表、写真等は、当該資料の出处及び引用・参照箇所を記載するとともに、参照・引用した資料の原文を参考として報告書に添付するものとする。なお、Webサイトから引用・参照を行う場合には可能な限り一次情報源を使用するものとする。
- ウ 作業結果報告書に記載された重要な技術専門用語について、参考資料の添付、脚注を加えるとともに、索引を作成するものとする。
- エ 作業結果報告書について、日本語への翻訳を行うにあたっては、日本語の文書についてネイティブスピーカーと同等の能力及び翻訳業としての十分な実務経験と実績を有する者が翻訳作業を行うものとし、翻訳結果が自然な日本語となるよう努め、単語や用法の確認等を除きインターネット翻訳機能又は機械翻訳結果の作業結果報告書への直接的な使用を避けるものとする。
- オ 分析結果については、総論的・抽象的な表現とせず、努めて具体的に記載するものとする。

カ 本役務においてテキストマイニングを行った解析結果及び当該解析結果をスタンドアロン環境のWindows PCにおいて可視化できるツールを添付するものとする。

キ 作業結果報告書の図表は、Microsoft Office 製品で編集可能なものを貼付するものとする。図表毎にMicrosoft Office 製品で編集された電子ファイルを作成し、作業結果報告書と併せて提出するものとする。作業結果報告書に画像を貼り付ける場合、適切な解像度の画像を用いることに留意するとともに、画像毎に、高解像度の画像ファイルを作業結果報告書と併せて提出するものとする。

2.3.6 報告等

契約相手方は、月1回を基準として、進捗状況の報告その他必要となる調整を行い、作業結果報告書の報告を行うものとする。細部は、航空幕僚監部科学技術官との調整による。

2.4 本調査の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うに業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること
- b) 前記 a)の業務従事者が2.1項に記載するテキストマイニングに関連する調査の経験、知識等を有すること
- c) 上記 a)の業務従事者が、履行に必要なまたは有用な背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）等を有すること

2.5 検査

2.3項について、作業結果報告書により実施する。

品名	イノベーションに向けた活動に必要な技術情報収集及び分析役務
----	-------------------------------

3 その他の指示

3.1 提出書類

契約相手方は、航空幕僚監部科学技術官の確認を得た後、表に従い官側に提出する。

表1－提出書類

番号	名称	部数	提出時期	備考
1	実施計画書	1部	契約後速やかに	・紙媒体とする。
2	作業結果報告書	2部	検査実施前	注1、注2 ・紙媒体1部と電子媒体(DVD-R)1部とする。 ・電子媒体にはWord版で編集可能なもの及びPDF版を含むものとする。 ・A4版縦長とし、横書きとする。
3	本役務において収集した文献情報	1部	納期まで	・2.3.5項で示した提出対象で構成するものとする。 ・電子媒体(DVD-R)とする。

注1：番号2、3は、1つの電子媒体にまとめて提出しても差し支えないものとする。

注2：2.3.5項に示す解析結果及び可視化ツール並びに高解像の画像ファイル等、紙媒体として提出することが困難な内容がある場合については、電子媒体のみへの添付としてよいものとする。

3.2 知的財産権及びその他の権利

- a) 契約相手方は、本役務の履行に際して、第三者が有する著作権、特許権等の知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 表1に示す提出書類番号2に関する著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む知的財産権は、2.3.5項に示す可視化ツール及びその使用方法に関する部分を除き、官側に帰属するものとする。また、契約相手方は当該部分に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- c) 契約相手方は、本役務の履行に際して、第三者に属する知的財産を利用する場合は、法令上必要な措置を執るものとする。この場合において、契約相手方は、当該第三者に属する知的財産に係る部分にその旨を明示するものとする。

- d) 提出書類に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第二号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- e) 官側が損害を受けた場合には、官側は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- f) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。
- g) 契約相手方は、本契約の履行に伴って知り得た事項について、守秘義務を負う。その効力は、本契約終了後も継続する。

3.3 仕様書の疑義

この仕様書について疑義が生じた場合には、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。